

水資源機構 低入札価格審査委員会 概要

平成25年度第1回低入札価格審査委員会については、下記のとおり書類の回議をもって審議が行われ、結果等については了承された。

開催日 平成25年12月9日、12日及び16日

委員

委員長 小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 教授
尾野村 祐治 ジャーナリスト
高田 敏明 弁護士

(五十音順敬称略)

議 事 : 【成田用水北総東部用水遠方監視制御処理設備工事】

調査結果： 低入札価格調査制度における重点調査を該当する者について行った。その結果、以下の理由から契約の内容に適合した履行が可能と判断する。

・機器価格の妥当性

自社製作する機器については、特記仕様書に沿った機器の選定とシステムの検討を行い、「安全管理」と「工事品質」を損なうことなく、企業努力により原価低減したことを説明で確認した。また、汎用機器の価格は、仕入先が長年取引のある専門業者から仕入れ、見積徴取にあたっては、特記仕様書を元に機能、性能及び品質などの条件を示して確認を行っており、仕様を満足するものが納入されることを確認した。

ソフトウェアは、自社の設計・製作であり、「社内共通の標準ソフトウェア」及び「平成25、26年度の同種工事のソフトウェア」を流用することで、当該ソフトウェア費用を縮減する旨の説明があり、縮減根拠を資料にて確認できた。

以上のことから、機器価格の妥当性について確認できた。

・品質管理体制の妥当性

特記仕様書に記載のとおり、設計管理、工程管理及び検査・試験のすべてにおいて自社工員にて自ら実施する体制であることを資料及び説明にて確認できた。

また、品質確保体制の経費は、内訳書に元請の見込み額が計上されていることを説明及び資料で確認した。

以上のことから、品質管理体制の妥当性について確認できた。

・直接工事費の妥当性

直接工事費のうち設置工、配管配線工及び撤去工は下請により施工する予定であり、見積徴取にあたっては、特記仕様書を元に施工内容などの説明を行った上で実施しており、特記仕様書通りの施工がなされることを確認した。

また、機器据付、試験調整、システムインテグレーションの主要な作業については、自社社員の労務者を確保していることを資料で確認した。

以上のことから、直接工事費の妥当性について確認できた。

・ 下請への支払い額の妥当性

当該社と下請業者間の取引は、「工事請負基本契約書」を締結し、その契約に基づき行っており、見積徴取にあたっては、特記仕様書、発注図、数量表を元に具体的に説明し、内容を十分理解させた上で行っていることを説明及び資料で確認した。

下請工事は、配線・配管工、機器設置及び既設機器の撤去作業で、下請業者が見込んでいる労務者員数は、機構積算の員数を下回っているが、工事内容を理解した上で、下請業者が自ら積み上げた員数であることから問題ない範囲と判断した。また、労務者単価についても公共工事労務単価を採用しており、この金額は当該社が提出した内訳書の金額に計上されていることを説明及び資料で確認した。

以上のことから、下請への支払い額の妥当性について確認できた。

審議の概要

- ・ 調査結果は妥当であると考え。
- ・ 上記の調査結果のとおり、契約の内容に適合した履行がされないおそれ及び下請予定業者へのしわ寄せ等は見受けられない。従って、契約の内容に適合した履行が可能と判断する。